

業務説明資料

本業務の業務説明は次のとおりです。

(1) 業務名

令和7年度浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム運営支援業務

(2) 業務委託の場所

浜松市内 等

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限金額

4,598千円（消費税及び地方消費税を含む。）

1 業務の目的等

(1) 背景・目的

- ・令和2年4月に「デジタル・スマートシティ推進事業本部」を設置するとともに、「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立。
- ・令和3年3月に策定した「浜松市デジタル・スマートシティ構想」（令和7年4月1日改定）（以下「構想」という。）の実現に向け、また、令和4年7月1日施行の「デジタルを活用したまちづくり推進条例」に基づき、官民共創で“デジタル・スマートシティ浜松”の実現を目指す。
- ・分野間の連携や会員間の情報共有・連携を促進することで、地域課題の解決や新たなビジネス創出を図る。

(2) 目標と各業務の建て付け

- ・官民連携プラットフォーム会員（以下「会員」という。）間の情報共有・連携や分野間の連携を促進し、地域課題の解決や新たなビジネスに繋がるプロジェクトを創出していく。
- ・「2 業務内容」の（1）から（2）に記載する各業務が関連しながら、上記目標を達成できるような方法で運営支援を行う。

2 業務内容

以下の（1）から（2）に記載する各業務について、専門性を発揮しながら実施すること。

(1) フォーラム開催業務（年1回）

ア 目的

- ・官民連携でデジタル・スマートシティ浜松に取り組む機運を醸成するとともに、市民等への周知・啓発を行うことを目的とする。
- ・当該フォーラム参加者間の交流・連携の促進を目的とする。

イ 計画概要

- ①開催候補日 令和7年10月16日（木）
※開催日時は委託者の判断により変更することがある。
- ②開催場所 Co-startup Space & Community FUSE イベントスペース（予定）
〒430-0933 静岡県浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館 B1F
※開催場所は委託者の判断により変更することがある。
- ③開催規模 想定される最大参加者数 100 名程度（現地）
- ④開催回数 1 回（開催時間は 3 時間程度）
- ⑤開催方法 現地での直接参加とオンラインでの視聴を組み合わせたハイブリッド形式で開催すること。

ウ 業務の内容

①コンテンツの企画、登壇調整

現地参加者及びオンライン視聴者の学びや発見に繋がるコンテンツの企画、登壇者等との調整を行う。

【想定するテーマ】

次のいずれかのテーマに関連したコンテンツ、登壇者を企画すること。

- ・デジタル技術を活用したまちづくり
- ・AIを活用したデジタル・スマートシティの推進

【想定する実施内容】

- ・基調講演（有識者 1 名による 15 分程度の講演を行う。）
- ・トークセッション（有識者複数名による 30 分程度のパネルディスカッションを行う。）※1・※2・※3
- ・現地参加者の交流会（1 時間程度）

※1 トークセッションは 2～3 テーマ分実施すること。

※2 トークセッションの一部には、浜松市長の参加を想定している。

※3 トークセッションに浜松市デジタル・スマートシティフェローが参加する場合がある。（フェローへの謝礼は委託者が負担する。）

※4 企画提案書には、基調講演とトークセッションに登壇する候補者を分けて提案すること。）

【参考・令和6年度実施内容】

（テーマ）「まち・ひと・しごと」の創生とデジタル・スマートシティ

（基調講演）行政×テクノロジー

（セッション1）産学官金で連携したデジタル・スマートシティの推進

（セッション2）関係人口によるデジタル・スマートシティの推進

（セッション3）「まち・ひと・しごと」の創生とデジタル・スマートシティ

②広報、申込管理

【広報】

- ・参加者の募集にあたり、浜松市内外に広く周知を行う。

※提案にあたっては、参加者が多く見込める具体的な広報手法や提案者の工夫を示すこと。

【申込管理】

参加者の申込窓口の設定及び申込管理を行う。

③当日の運営（ハイブリッド開催）会場設営や全体進行、オンライン配信の実施及び管理

④開催後の資料提供

フォーラム開催後、アーカイブ動画、資料を委託者へ提供すること。

エ 費用に関する留意事項

- ・会場の借上費用は委託者の負担とする。
- ・登壇者の謝礼は受託者の負担とする。

(2)「浜松市デジタル・スマートシティ構想」プロモーション動画制作業務

- ・構想の改定（令和7年4月1日）に伴い、市民等への周知を目的とする。
- ・プロモーション動画の制作内容
 - ① 5分程度のロング動画（日本語字幕版・英語字幕版 各1本）
 - ② 1分程度のショート動画（日本語字幕版・英語字幕版 各1本）
- ・プロモーション動画には、委託者が保有している既存の動画素材に加え、新規の動画素材を2本以上含めること。
- ・新規動画素材は、デジタル・スマートシティに関連する浜松市の取組（以下「取組」とする。）を取材し、制作すること。

※プロモーション動画の内容は、構想を幅広くPRすることに繋がる内容とすること。

※企画提案書には、新規動画素材に採用予定の取組を示すこと。

3 成果品（納品物）

①官民連携プラットフォーム運営支援業務活動報告書

※業務活動一覧、業務概要が分かるもの

②フォーラムのアーカイブ動画及び資料

③「浜松市デジタル・スマートシティ構想」プロモーション動画

④「浜松市デジタル・スマートシティ構想」プロモーション動画に使用した新規動画素材

4 条件・仕様

①提出物の所有権等

本業務により作成し、委託者に提出した納品物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

②受託業務の履行

受託者は、受託業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

- 1) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- 2) 受託業務の実施担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を委託者に報告し、臨時担当者の氏名を委託者へ通知の上、受託業務を遂行すること。
- 3) 受託者は、委託者が指定した費用を除き、この業務に係る一切の費用を負担すること。
- 4) 本業務の履行に伴って問題が生じる場合は、その都度、委託者と受託者が協議して解決に当たること。

5 参考資料の掲載先

- ・浜松市ホームページ（浜松市ホームページ＞市政＞施策・計画＞デジタル・スマートシティの推進）
- ・浜松デジタル・スマートシティ MONTH（過年度のデジタル・スマートシティ浜松オンラインフォーラムアーカイブ動画等）